

従業員の健康の守り方(第7回)

労働基準監督署から指摘が多いトップ3を紹介

2022.10.04

労働基準監督署には、労働基準監督官がいます。労働基準監督官が訪問・調査して会社を監督する目的は、その会社の「雇用・賃金・安全・健康」が確保されているかどうかを見極めるためです。



労働基準監督官は、労働基準法、労働安全衛生法、最低賃金法などの法律に照らして、会社が、これら法律を順守しているかどうかを調査します。そのうえで法違反が認められれば「是正勧告書」を交付します。また、法違反ではないにせよ、法の趣旨から改善が望まれる点があるとなれば、「指導票」を交付して、会社に対して改善報告を求めます。

そこで今回は、労働基準監督署から指摘を受けやすい労働安全衛生法に関する事項のトップ3を挙げてみましょう。このトップ3は公に発表されたものではなく、あくまでも社会保険労務士としての筆者の経験によるものです。

●第1位 安全衛生管理体制が整っていない

会社には労働災害を防止する義務があり、そのためには安全衛生を確保しなければならず、管理体制の整備が不可欠です。そこで、労働安全衛生法で安全衛生管理体制について規定されているのですが(図表1参照)、これを知らず、労働基準監督官から指導や是正勧告を受ける会社が多いようです。

■図表1 事業場の規模と必要とされる安全衛生管理体制

事業場の規模 (常時使用する労働者数)	必要とされる安全衛生管理体制																															
労働者数関係なし	作業主任者：事業者は高圧室内作業その他の労働災害を防止するための管理を必要とする作業で、政令で定めるものについては、作業主任者を選任しなければなりません。 1. 高圧室内作業主任者 2. ガス溶接作業主任者 3. ボイラー取扱作業主任者 4. プレス機械作業主任者 5. 石綿作業主任者 6. コンクリート粉砕機を用いて行う粉砕の作業主任者 7. 高さが5メートル以上のコンクリート造の工作物の解体又は破壊の作業主任者																															
常時10人以上50人未満	安全衛生推進者・衛生推進者 (1) 安全衛生推進者の選任義務がある業種：下表の業種 <table><tr><th>業種</th></tr><tr><td>林業、鉱業、建設業、運送業、清掃業</td></tr><tr><td>製造業（加工業含む）、電気業、ガス業、熱供給業、水道業、通信業、各種商品卸売業、家具・建具・じゅう器等卸売業、各種商品小売業、家具・建具・じゅう器等小売業、燃料小売業、旅館業、ゴルフ場業、自動車整備業、機械修理業</td></tr></table> (2) 衛生推進者の選任義務がある業種：(1)の表の業種以外の業種	業種	林業、鉱業、建設業、運送業、清掃業	製造業（加工業含む）、電気業、ガス業、熱供給業、水道業、通信業、各種商品卸売業、家具・建具・じゅう器等卸売業、各種商品小売業、家具・建具・じゅう器等小売業、燃料小売業、旅館業、ゴルフ場業、自動車整備業、機械修理業																												
業種																																
林業、鉱業、建設業、運送業、清掃業																																
製造業（加工業含む）、電気業、ガス業、熱供給業、水道業、通信業、各種商品卸売業、家具・建具・じゅう器等卸売業、各種商品小売業、家具・建具・じゅう器等小売業、燃料小売業、旅館業、ゴルフ場業、自動車整備業、機械修理業																																
常時50人以上	安全管理者・衛生管理者 (1) 安全管理者の選任義務がある業種：下表の業種 <table><tr><th>業種</th></tr><tr><td>林業、鉱業、建設業、運送業、清掃業</td></tr><tr><td>製造業（加工業含む）、電気業、ガス業、熱供給業、水道業、通信業、各種商品卸売業、家具・建具・じゅう器等卸売業、各種商品小売業、家具・建具・じゅう器等小売業、燃料小売業、旅館業、ゴルフ場業、自動車整備業、機械修理業</td></tr></table> (2) 衛生管理者の選任義務がある業種：全業種 ●会社規模と衛生管理者の選任人数 <table><tr><th>常時労働者数</th><th>選任人数</th><th>常時労働者数</th><th>選任人数</th></tr><tr><td>50人～200人</td><td>1人以上</td><td>1001人～2000人</td><td>4人以上</td></tr><tr><td>201人～500人</td><td>2人以上</td><td>2001人～3000人</td><td>5人以上</td></tr><tr><td>501人～1000人</td><td>3人以上</td><td>3001人～</td><td>6人以上</td></tr></table> 産業医：全業種 ●会社規模と産業医の選任人数 <table><tr><th>常時労働者数</th><th>選任人数</th></tr><tr><td>50人以上</td><td>1人以上</td></tr><tr><td>3001人以上</td><td>2人以上</td></tr></table> 安全委員会・衛生委員会 (1) 安全委員会の設置義務がある業種：下表の業種 <table><tr><th>常時労働者数</th><th>業種</th></tr><tr><td>50人以上</td><td>林業、鉱業、建設業、製造業（木材・木製品製造業、化学工業、鉄鋼業、金属製品製造業、輸送用機械器具製造業に限る）、運送業（道路貨物運送業、港湾運送業に限る）、自動車整備業、機械修理業、清掃業</td></tr><tr><td>100人以上</td><td>製造業（物の加工を含み、上記に含まれるものを除く）、運送業（上記に含まれるものを除く）、電気業、ガス業、熱供給業、水道業、通信業、各種商品卸売業、家具・建具・じゅう器等卸売業、各種商品小売業、家具・建具・じゅう器等小売業、燃料小売業、旅館業、ゴルフ場業</td></tr></table> (2) 衛生委員会の設置義務がある業種：全業種	業種	林業、鉱業、建設業、運送業、清掃業	製造業（加工業含む）、電気業、ガス業、熱供給業、水道業、通信業、各種商品卸売業、家具・建具・じゅう器等卸売業、各種商品小売業、家具・建具・じゅう器等小売業、燃料小売業、旅館業、ゴルフ場業、自動車整備業、機械修理業	常時労働者数	選任人数	常時労働者数	選任人数	50人～200人	1人以上	1001人～2000人	4人以上	201人～500人	2人以上	2001人～3000人	5人以上	501人～1000人	3人以上	3001人～	6人以上	常時労働者数	選任人数	50人以上	1人以上	3001人以上	2人以上	常時労働者数	業種	50人以上	林業、鉱業、建設業、製造業（木材・木製品製造業、化学工業、鉄鋼業、金属製品製造業、輸送用機械器具製造業に限る）、運送業（道路貨物運送業、港湾運送業に限る）、自動車整備業、機械修理業、清掃業	100人以上	製造業（物の加工を含み、上記に含まれるものを除く）、運送業（上記に含まれるものを除く）、電気業、ガス業、熱供給業、水道業、通信業、各種商品卸売業、家具・建具・じゅう器等卸売業、各種商品小売業、家具・建具・じゅう器等小売業、燃料小売業、旅館業、ゴルフ場業
業種																																
林業、鉱業、建設業、運送業、清掃業																																
製造業（加工業含む）、電気業、ガス業、熱供給業、水道業、通信業、各種商品卸売業、家具・建具・じゅう器等卸売業、各種商品小売業、家具・建具・じゅう器等小売業、燃料小売業、旅館業、ゴルフ場業、自動車整備業、機械修理業																																
常時労働者数	選任人数	常時労働者数	選任人数																													
50人～200人	1人以上	1001人～2000人	4人以上																													
201人～500人	2人以上	2001人～3000人	5人以上																													
501人～1000人	3人以上	3001人～	6人以上																													
常時労働者数	選任人数																															
50人以上	1人以上																															
3001人以上	2人以上																															
常時労働者数	業種																															
50人以上	林業、鉱業、建設業、製造業（木材・木製品製造業、化学工業、鉄鋼業、金属製品製造業、輸送用機械器具製造業に限る）、運送業（道路貨物運送業、港湾運送業に限る）、自動車整備業、機械修理業、清掃業																															
100人以上	製造業（物の加工を含み、上記に含まれるものを除く）、運送業（上記に含まれるものを除く）、電気業、ガス業、熱供給業、水道業、通信業、各種商品卸売業、家具・建具・じゅう器等卸売業、各種商品小売業、家具・建具・じゅう器等小売業、燃料小売業、旅館業、ゴルフ場業																															
常時100人以上	総括安全衛生管理者 ●総括安全衛生管理者が必要な会社規模と業種 <table><tr><th>常時使用する労働者数</th><th>業種</th></tr><tr><td>常時100人以上</td><td>林業、鉱業、建設業、運送業、清掃業</td></tr><tr><td>常時300人以上</td><td>製造業（加工業含む）、電気業、ガス業、熱供給業、水道業、通信業、各種商品卸売業、家具・建具・じゅう器等卸売業、各種商品小売業、家具・建具・じゅう器等小売業、燃料小売業、旅館業、ゴルフ場業、自動車整備業、機械修理業</td></tr><tr><td>常時1000人以上</td><td>その他の業種</td></tr></table>	常時使用する労働者数	業種	常時100人以上	林業、鉱業、建設業、運送業、清掃業	常時300人以上	製造業（加工業含む）、電気業、ガス業、熱供給業、水道業、通信業、各種商品卸売業、家具・建具・じゅう器等卸売業、各種商品小売業、家具・建具・じゅう器等小売業、燃料小売業、旅館業、ゴルフ場業、自動車整備業、機械修理業	常時1000人以上	その他の業種																							
常時使用する労働者数	業種																															
常時100人以上	林業、鉱業、建設業、運送業、清掃業																															
常時300人以上	製造業（加工業含む）、電気業、ガス業、熱供給業、水道業、通信業、各種商品卸売業、家具・建具・じゅう器等卸売業、各種商品小売業、家具・建具・じゅう器等小売業、燃料小売業、旅館業、ゴルフ場業、自動車整備業、機械修理業																															
常時1000人以上	その他の業種																															



労働基準法に比べて労働安全衛生法は、建設業や製造業など一部の会社を除いて、あまり気にしていない法律かもしれません。特に安全管理体制については、建設業や製造業に必要とされているもので、その他の会社はあまり関係ないと考えている向きがあるようです。そこで労働基準監督官の調査が入ったときに、安全管理体制について、指導や是正勧告を受けることになります。中でも多いのが、「産業医」「衛生管理者」「衛生委員会」についての指導や是正勧告です。これらは建設業や製造業でなくても義務付けられているものです。

労働基準監督官が是正勧告したにもかかわらず、これに従わなかった場合は、50万円以下の罰金が科されます。

健康診断は契約社員やパートタイマーも対象… 続きを読む